

平成27年度 第1回 新宿駅周辺地域都市再生緊急整備協議会
都市再生安全確保計画部会 西口周辺地域分科会
議事概要

平成27年12月14日（月）14時～16時10分
新宿区役所 5階 大会議室

■出席者（委員）

脇本委員（東京都都市整備局）、安部委員（東京都都市整備局）、園田委員代理（東京都交通局）、松田分科会長（新宿区）、木内委員（新宿区）、森委員（新宿区）、國副委員（渋谷区）、小林委員代理（警視庁新宿警察署）、吉澤委員代理（警視庁原宿警察署）、小原委員（東京消防庁渋谷消防署）、坂本委員代理（独立行政法人都市再生機構）、安松委員代理（（一社）新宿副都心エリア環境改善委員会）、渡部委員（住友不動産（株））、久我委員（京王地下駐車場（株））、堀部委員（（株）京王百貨店）、船越委員代理（（株）京王プラザホテル）、藤井委員代理（東京医科大学病院）、渡辺委員（（株）ルミネ）、石上委員（小田急電鉄（株））、高村委員（京王電鉄（株））、遠藤委員（京王電鉄（株））、中井委員代理（西武鉄道（株））、木暮委員（東京地下鉄（株））、大橋委員代理（東日本旅客鉄道（株））、天満委員代理（東日本旅客鉄道（株））、前沢委員代理（（株）ドコモCS）、寄田委員代理（KDDI（株））、中島委員（新宿南エネルギーサービス（株））、安西委員（東京ガス（株））、上田委員（東京電力（株））

■議事概要

はじめに

- ・会則第7条 第2項の規定を満たし、本分科会が成立したことが確認された

（1）新宿駅周辺地域における防災対策の取り組みについて

①新宿駅周辺における地域連携訓練の結果と今後の対応について

- ・事務局から平成27年度 新宿駅周辺地域地震防災訓練結果について説明があった。

②新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画等を踏まえた行動計画の見直しについて

- ・資料の位置づけを確認したい。この資料（資料3）の内容はフィックスされておらず、まだ公式の文書ではないと認識している。本日この資料をどのように使用するのかお伺いしたい。（小田急電鉄（株））

→新宿ルールの見直しに関しては、これまでヒアリングやアンケートを通じ各社から意見を頂戴してきた。本資料は、公式の新宿ルールの素案などというわけではなく、様々な意見を集めるためのたたき台と考えていただきたい。各事業者の動きとしてフィックスされたものというより、事務局が期待を込めて書いている部分もある。「できることをできる人が」ということもあったが、必ずできるということではなくて、各事業者ができることをたくさん持ち寄って、地域でできることを広げていく取り組みということで理解いただきたい。義務などという話ではない。（分科会長）

→分科会長から話があったように、ここにある各事業者の行動は、「可能であればこのよ

うな対応をとる」ということが大前提であることを加えていきたい。(小田急電鉄(株))

(2)【ワークショップ】災害時に駅周辺の滞在者へ地域としてどのように対応すべきか

■各班の発表概要

(1班)

- ・避難に関する指揮を誰がとるのか、そういったことを滞留者等にうまく伝えていけるのか、難しいのではないか。避難場所に滞留者を案内する以前の疑問として、そもそも滞留者が避難場所に移動してくれないのではないか。
- ・東京都が配布した防災ブックを簡略にしたイメージの資料を配布する。その資料では、なぜ、避難場所に行かねばならないかということや、駅周辺の混乱防止や一時滞在場所開設に時間が要することなど、避難場所に避難する背景や必要性を周知し、個人の意識を高める施策を平時から行う必要がある。
- ・また、マスコミを利用するなど、国や都などのレベルで、啓発する必要がある。そのくらいの啓発活動をしないと、正しい知識が植え付けられない。

(2班)

- ・案内をしっかりすることが重要である。案内は、放送やデジタルサイネージなど、誰でも見て、聞いてわかるものが有効ではないか。そこで鉄道に関する情報を流すとよいのではないかと考える。
- ・情報提供についても、話し方がうまい方が捌くと良いのではないかと考える。
- ・災害拠点病院に軽傷者が集中しないような誘導が必要となる。
- ・発生する滞留者数に対して、一時滞在場所が不足していることを共通認識とすることが必要である。
- ・全ての滞留者を受け入れることができないなかで、要援護者などを優先して受け入れる必要がある。
- ・防災行政無線等を活用し、逐一情報を流し、可能な人は歩いて帰らせ、一時滞在場所での受け入れが本当に必要な人を施設で受け入れるべきである。
- ・目で見る情報、耳で聞く情報の提供は運営者、避難者に安心感を与える。

(3班)

- ・避難に関する情報提供が必要であり、中央公園へ誘導することをどれだけ理解していただけるか、どういう方法で誘導するのかという点が問題となると考える。
- ・避難場所に誘導した後、避難場所で避難者を指揮できなければ問題となる。
- ・一時滞在場所への案内に関する情報提供を誰が、どこで、どうやって行うのか、かなり難しいのではないか。
- ・滞留者が一番知りたいことは、交通機関の運行情報だと思うので、避難場所、一時滞在場所にいる人にそういった情報をどうやって伝達するかも問題ではないかと考える。
- ・我々が一時滞在場所としての機能を有する施設がどれだけあるかということを知ることが難しいと思う。それをどうやって滞留者等に伝えるかということも問題となる。

- ・事業者として、トイレの提供など可能な限り協力したい。

(4班)

- ・情報収集、情報提供体制の具体的な仕組みづくりが重要となる（行政と民間事業者間、民間事業者間）。
- ・中央公園への誘導方法として、どこを通らせるのか。移動が困難で駅や近くにとどまりたいと考える高齢者や病人をどうするか課題である。
- ・情報提供についても電子的な方法だけではなく、誰でも目に入る掲示板等も大事ではないかと考える。
- ・中央公園が避難場所として指定されているが、雨風をしのげたり、備蓄があったりするなど、中央公園に避難する具体的なメリットがないと、避難しないと思うので、そういった備えも重要である。
- ・一時滞在場所の開設に関する情報は、中央公園のスタッフを通じ滞留者に流すことになると思うが、情報の流し方を決めておかなければならず、システム的なものも必要となるかもしれない。各一時滞在場所のキャパシティは限られており、一斉に開設に関する情報を流すと一時滞在場所がパンクする恐れがある。中央公園に滞留者を集めて、そういったところから情報を流すなどの一元化（中央公園から一時滞在場所への誘導）が必要なのではないかと考える。
- ・中央公園に十分なスタッフを配置しないと、避難者を捌ききれない。
- ・一時滞在場所の収容人数も限られるので、場合によっては、中央公園に一時滞在場所としての機能や備蓄が必要となるのではないかと考える。

(5班)

- ・初動72時間に関しては、行政として事業者には、人命救助や帰宅困難者対策のための場所の提供をお願いしたい。72時間以降は、帰宅困難者は帰すということが基本的なスタンスとなるので、その段階で事業継続を進めていただきたい。
- ・ホテルに関しては、宴会場やフロントロビーが広いので、滞留者の受入に協力いただきたい。
- ・新宿駅周辺地域の場合、集まれる人で現地本部を立ち上げることとなっているが、渋谷区ではあらかじめ担当者を決めている。新宿駅周辺地域の現地本部についても、あらかじめ担当者を決めても良いのではないかと考える。
- ・避難場所からどうやって一時滞在場所に誘導するか渋谷区でも課題となっている。渋谷区では開設状況をネットで開示しているので、そういったことを検討してもよいのではないかと考える。開いていない一時滞在場所に滞留者が集まっても混乱するので、開設したという情報をもとに、移動していただくという形をとっていくことが良いのではないかと考えている。
- ・滞留者に対して一時滞在場所が不足している。渋谷区は隣接しているので、一緒に検討していければよいと思う。

(6班)

- ・駅利用者が知りたいことはいつ電車が復旧するかということであり、携帯、スマホなどで情報提供することが有効ではないかと考える。とにかく携帯、スマホは多くの人が見ると思うので、電車が動いていない時に、駅利用者等を避難場所に誘導するためには携帯、スマホが有効である。
- ・滞留者に対して一時滞在場所が不足するため、一時滞在場所へ移動する人を選ぶ必要が出てくる。そのコントロールがうまくいかないと、相当の混乱が生じ、パニックに陥る。
- ・中央公園に避難しないで、都庁に滞留者が集中し、その結果、一時滞在場所への受入が必要な人が、受け入れられない事態が危惧される。
- ・一時滞在場所に必要なもののレベルを上げると、一時滞在場所として名乗りを上げる事業者が少なくなる。とにかく場所を提供していただくことが重要である。
- ・情報伝達のためにも、スマホや携帯への電力の供給が必要となる。

■講評（事務局（村上））

- ・特に日常的な周知の必要性を指摘されていることから、まず、周知をしていくことが必要であると考え。その上で情報ツールについて、安全確保計画等に位置づけていくことも必要である。また、周知に関しては、新宿駅周辺防災対策協議会で新たな新宿ルールが承認されたら、安全確保計画の中で周知方法を検討していき、一般の方も含めて、その意味を少しでも理解いただけるような方法を考えていきたい。
- ・情報収集・伝達の仕組みづくりなどハードに関しても、いずれ必要であればその部分も検討していくことになると思う。

5 事務連絡

- ・分科会長から、東西分科会での検討結果を事務局で精査する中で、必要に応じ、事業者ごとのワーキングをお願いするかもしれない旨とその際の協力依頼があった。
- ・新宿南エネルギーサービス（株）より、渋谷区と協定を締結した生活用水の提供に関する情報提供が行われた。

以上